

令和6年3月29日

報道機関 各位

職員の懲戒処分について

■ 概要

「国立大学法人富山大学における懲戒処分の公表基準」に基づき、別紙懲戒処分について公表いたします。

[別紙]

- ・ 職員に対する懲戒処分について
- ・ 国立大学法人富山大学における懲戒処分の公表基準
- ・ 富山大学職員就業規則（抄）
- ・ 富山大学職員懲戒規則（抄）、懲戒処分標準例（抄）

【本発表資料のお問い合わせ先】

富山大学総務部労務管理室
TEL : 076-445-6530(直通)

職員に対する懲戒処分について

1 処分内容

富山大学は、令和5年4月20日付けで、職員就業規則に基づき、下記のとおり懲戒処分を行いました。(本件については、本学「懲戒処分の公表基準」に基づき氏名、性別及び年令は公表いたしません。)

附属病院看護部 看護師 「譴責」

2 処分理由

当該看護師は、転居をした際に、届出の必要性を認識していながら手続きを怠り、12年10か月の間、通勤手当を不正に受給した。
このことを受け、譴責に相当すると判断した。

3 事案の審議経過等

- (1) 令和5年4月11日開催の役員会において審理を行い、「譴責」の処分を行うことを決定した。
- (2) 令和5年4月20日に当該看護師に対し、懲戒処分書を交付した。

4 処分後の対応

学長から全職員に対し法令遵守の徹底を周知し、再発防止を図った。

5 学長のコメント

本学職員がこのような事態を起こしたことについては、誠に遺憾であります。

本学では、今回の事態を真摯に受け止め、全教職員に本学の法令遵守の周知・徹底を図り、今後このようなことが起こることのないよう、再発防止に努める所存です。

以上

職員に対する懲戒処分について

1 処分内容

富山大学は、令和6年3月13日付けで、職員就業規則に基づき、下記のとおり懲戒処分を行いました。(本件については、本学「懲戒処分の公表基準」に基づき氏名、性別及び年令は公表いたしません。)

事務局 事務職員 「譴責」

2 処分理由

当該職員は、業務上関係のある教員に対して、繰り返し長時間拘束の上、暴言等を行った。また、執務室の備品を拳骨で殴打し、周囲の人に恐怖を与えるなどの不適切な言動を行った。

これらの行為を総合的に判断した結果、ハラスメントに該当すると認定し、譴責に相当すると判断した。

3 事案の審議経過等

- (1) 令和6年3月13日開催の役員会において審理を行い、「譴責」の処分を行うことを決定した。
- (2) 令和6年3月13日に当該事務職員に対し、懲戒処分書を交付した。

4 処分後の対応

学長から全職員に対しハラスメント防止の徹底を周知し、再発防止を図った。

5 学長のコメント

本学職員がこのような事態を起こしたことは、誠に遺憾であります。

本学では、今回の事態を真摯に受け止め、構成員一人ひとりが常にハラスメントに対する意識を高めるべく、更なる啓発活動を行い、今後このようなことが起こることのないよう、再発防止に努める所存です。

以上

国立大学法人富山大学における懲戒処分の公表基準

平成 17 年 10 月 1 日制定

平成 25 年 7 月 23 日改正

1 目的

国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）における懲戒処分事案を公表することにより、大学の管理運営の透明性を高めるとともに、役員及び職員（以下「役職員」という。）の服務に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資することを目的とする。

2 公表の対象とする懲戒処分事案

本学の役職員に対し懲戒処分を行った事案で、次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

- ① 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分（倫理規則に基づく命令に違反したことを理由としたものを含む。）
- ② 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、諭旨退職及び出勤停止である懲戒処分

3 公表する内容

事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものを基本として公表するものとする。ただし、富山大学の研究活動における不正防止に関する規則第 16 条に基づき公表する場合はこの限りではない。

4 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等 2 及び 3 によることが適当でないと認められる場合は、2 及び 3 にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないこともあることとする。

5 公表の時期及び方法

2 の懲戒処分事案については処分発令後、速やかに公表するものとする。

ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表するものとする。

公表の方法は、原則として報道機関への資料配付による。

なお、特に社会的影響の大きい事案など重大な事案については記者会見を行う。

附 則

この基準は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 7 月 23 日から施行する。

富山大学職員就業規則（抄）

（懲戒）

第38条 大学は、職員が、次の各号の一に該当する場合は、所定の手続きの上、懲戒処分を行う。

- (1) この規則その他大学の定める諸規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反したとき。
- (3) 故意又は重大な過失により大学に損害を与えたとき。
- (4) 承認を受けずに遅刻、早退、欠勤する等勤務を怠ったとき。
- (5) 刑法上の犯罪に該当する行為があったとき。
- (6) 重大な経歴詐称をしたとき。
- (7) 前各号に準ずる行為があったとき。

2 職員の懲戒について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員懲戒規則」による。

（懲戒の種類・内容）

第39条 懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。

- (1) 譴責 始末書を提出させ、将来を戒める。
- (2) 減給 始末書を提出させるほか、給与を減額する。この場合において、減額は、1回の額は平均賃金の1日分の2分の1、1か月の額は当該月の給与総額の10分の1の範囲内とする。
- (3) 出勤停止 始末書を提出させるほか、1日以上3月以内の期間を定めて出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- (4) 諭旨解雇 退職を勧告して解雇する。ただし、勧告に応じない場合は、懲戒解雇する。
- (5) 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合において、所轄労働基準監督署の認定を受けたときは労基法第20条に規定する手当を支給しない。

富山大学職員懲戒規則（抄）

（懲戒の原則）

第2条 学長は、職員の懲戒にあたっては、役員会の審査に基づき処分を決定する。

2 懲戒処分は、就業規則第38条第1項各号（以下「懲戒事由」という。）のいずれかに該当する非違行為に対して行う。

3 懲戒処分は、同一の非違行為に対して、重ねて行うことはできない。

4 懲戒処分は、同じ程度の非違行為の事案ごとに、就業規則第39条各号に掲げる懲戒の種類、程度を異なるものとしてはならない。

（懲戒処分の量定）

第3条 懲戒処分の量定は、次に掲げる事項を総合的に考慮の上決定するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 非違行為を行った職員の職責及びその職責と非違行為との関係
- (4) 他の職員及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無
- (6) 日頃の勤務態度や非違行為後の対応

2 懲戒処分の量定の決定にあたっては、別紙の「懲戒処分標準例」を参考に行うものとする。ただし、事案の内容が、この「懲戒処分標準例」に該当しない場合又はこの「懲戒処分標準例」によることが著しく不適當であると学長が認める場合には、別段の取扱いにより処分の決定を行う。

懲戒処分標準例（抄）

1 服務一般に関するもの

(6) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は譴責とする。

(12) ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児及び介護に関するハラスメント並びにその他のハラスメントについては、その行為の態様、頻度、程度、ハラスメントを受けた者の精神的、身体的苦痛等を考慮の上判断し、行為を行った職員は、懲戒解雇、諭旨解雇、出勤停止、減給又は譴責とする。